

令和5年度 放課後児童会入会案内

習志野市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図り、遊び及び生活指導を通して異年齢集団の中で自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る為、放課後児童会を開設しています。



習志野市ご当地キャラ「ナラシド♪」

放課後児童会について

《 開 室 時 間 》

● 放課後～午後7時まで

(土曜日、春・夏・冬休み、行事等による小学校の休業日は、午前8時～午後7時)

※午後6時以降の保育を希望する場合は、お子様の安全確保のため、お迎えが必要となります。

谷津南小学校にバスで通う方は、降車停留所である「奏の杜三丁目バス停」までのお迎えが必要となります。また、バス停でお子様の引き渡しができなかった場合は、児童の安全確保のため児童会まで連れて帰ります。その際は児童会まで保護者のお迎えが必要となりますので、御注意ください。

《 休 所 日 》

● 日曜日、祝日、12月29日から1月3日、その他市長が特に必要と認めた日

《 開 室 場 所 》

● 市内各小学校内及び幼稚園、習志野市こどもセンター隣、旧藤崎図書館

※分割し運営している児童会もありますが、入会場所の選択はできません。

《 対 象 児 童 》

● 保護者の労働等により、下校しても家庭に保護者等がいない児童

1. 小学1～3年生の児童及び特別な支援を要する児童の入会を優先します。
2. 1を踏まえて小学4～6年生の入会を決定します。

《 生 活 内 容 》

- 異なる学年の児童と一緒に生活します。
- 放課後児童会職員のもとで、個別的、集団的な指導が行われます。
- 特別な学習指導は行いませんが、宿題などは生活指導の中で行います。

入会申請方法

《 受付場所 》

児童育成課の窓口又は郵送（必着）

窓口申請の場合は、平日午前8時半～午後5時です。

《受付期間・締切日》

- 令和5年4月入会（※11月に市ホームページ掲載、12月広報誌に掲載予定）
受付期間

受付区分	受付期間
継続申込	令和4年12月1日（木）～令和4年12月16日（金）
新規申込	令和4年12月19日（月）～令和5年1月13日（金）

※継続申込の対象は、令和4年12月1日時点で児童会を利用している児童です。

※新規申込の対象は、新1年生及び児童会を利用したことのない児童や児童会を利用したことはあるが、令和4年12月1日時点で利用していない児童です。

追加受付期間（第1回受付期間後に就労等が決まり、利用が必要となった方向け）

受付区分	受付期間
継続・新規申込	令和5年2月1日（水）～令和5年2月13日（月）

※追加受付期間でお申込みされた4年生以上の児童については、定員に余裕がある場合のみ入会を決定します。

- 令和5年5月～令和6年3月入会

入会希望月の前月1日～12日までの間（市役所閉庁時は、前閉庁日まで）

入会月	受付期間	入会月	受付期間
5月	4/3（月）～4/12（水）	11月	10/2（月）～10/12（木）
6月	5/1（月）～5/12（木）	12月	11/1（水）～11/10（金）
7月	6/1（木）～6/12（月）	1月	12/1（金）～12/12（火）
8月	7/3（月）～7/12（水）	2月	1/4（木）～1/12（金）
9月	8/1（火）～8/10（木）	3月	2/1（木）～2/9（金）
10月	9/1（金）～9/12（火）		

※障がいをお持ちのお子様や、集団生活上で特別な支援を必要とするお子様は入会申請時に面談を行います。お電話にて事前予約の上、お子様と一緒に児童育成課へお越しください。なお、継続利用の児童は面談を行う必要はありません。

《入会について》

- 入会日は各月1日
- 入会期間は年度毎（4月から翌年3月末日）
- 翌年度の継続利用についても、新たに申請が必要です。
※申請期日までに必要書類が提出されない場合、入会希望月に御利用いただけ
ない場合がございます。あらかじめ御了承ください。

《退会について》

- 退会希望月の12日までの間に「放課後児童会退会届」を児童育成課へ郵送または窓口へ提出。※市役所閉庁時は、前開庁日まで
（例）5月末で退会する場合は5月12日（市役所閉庁時は前開庁日）までに提出
- 郵送で提出する場合は、12日 必着（市役所閉庁時は、前開庁日まで）
※郵送と同時に児童育成課まで郵送した旨を必ず電話で御連絡ください。
※児童育成料に未納がある場合は郵送での受付はできません。
※「放課後児童会退会届」が児童育成課に期限までに届かない場合、退会とならず、
翌月の料金が発生することもありますので御注意ください。

《春休み期間の入会について》

令和5年3月入会と令和5年4月入会のそれぞれの申請が必要となります。2頁の各月の受付期間を御確認の上、申請漏れに御注意ください。

《送付先》

〒275-8601

習志野市鷺沼2-1-1

習志野市役所 こども部 児童育成課

TEL 047-453-7379

《 提出書類 》

① 放課後児童会入会申請書（別記第1号様式）

児童一人につき、一枚記入してください。

② 放課後児童会保育時間確認書

児童一人につき、一枚記入してください。

※午後6時以降の利用については、お迎えにくる方を必ず記入してください。

③ 児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種書類

※65歳未満の家族全員に、以下のいずれかの書類が必要となります。

※単身赴任の場合も在職証明書の添付が必要です。

入会の要件	必要書類	備考
就労 ・シフト勤務の方は 1・2が必要です ・自営業等の方は 1・3が必要です	【全員】 1.在職証明書 （児童育成課指定様式） 【シフト勤務の方】 2.シフト表（提出月分） 【自営業・フリーランスの方】 3.就業内容や実態がわかるもの 前年度確定申告書もしくは源泉徴収票等（就業し収入がある証明）もしくは契約書・営業許可書・営業広告・開業届・受注伝票等（自営業を証明するもの）等の写し	・在職証明書は、勤務先に依頼してください。代表者職印・社印が必要です。 ・自営業等の方は、在職証明書を御自身で記入してください。その場合も代表者職印・社印が必要です。 ・勤務先が複数の場合は、それぞれの在職証明書を御提出ください。 ・継続的に放課後児童会を利用する方で、在職証明書に雇用期間の記載がある方については、入会後も改めて提出する必要があります。提出されない場合は、「就業終了」とし、入会要件が満たないものとみなす場合があります。 ・育児休暇復帰予定で入会申請され、きょうだい保育所入所申請中の場合は、その旨を入会申請時にお申し出ください。また、保育所入所結果についても後日、保護者より児童育成課へ御連絡ください。
疾病又は障がい	1.本人の診断書の写し ※詳細については児童育成課までお問い合わせください。 2.本人の障がい手帳・療育手帳等の写し	1. 2のどちらかを書類を提出してください。
親族の介護	1.介護を受ける親族の診断書の写し ※詳細については児童育成課までお問い合わせください 2.介護を受ける親族の障がい者手帳・療育手帳の写し	1. 2のどちらかを書類を提出してください。
出産の前後	出産（予定）した児の母子手帳の写し	・母子手帳の表紙と出産（予定）日の写しを提出してください。 ・期間は出産予定月の前2か月、後2か月です。 ・多胎妊娠の場合は前3か月、後2か月です。 ・育児休暇中は利用対象外です。
就学	1.在学証明書の写し 2.カリキュラムの写し	1. 2の書類が必要です。 ※趣味の講座やスクーリングのない通信教育は認められません

※その他上記に類する状態にあるとき（就職活動中で児童の保育にあたれない等）、入会できる期間は原則として1か月となります。

④ 放課後児童会おやつ申込書

民間業務委託を実施しているつだぬま、藤崎、大久保東、秋津、東習志野、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、屋敷、向山児童会は提出不要です。

≪ 書類配布 ≫

- 入会書類一式については、児童育成課窓口にて配布
- 市ホームページからダウンロード可能

※各児童会で配布はしておりませんので御注意ください。



入会申請の流れ ※新年度の申込を除く

1. 小学1～3年生児童及び特別な支援を要する児童の入会が優先されます。
2. 1を踏まえて小学4～6年生の入会を決定します。

申 請



- ・入会希望日の前月1日～12日まで（市役所閉庁時は、前開庁日まで）に、申請書類を児童育成課へ提出してください。

審 査



- ・小学1～3年生申請者数、施設の受入状況、入会申請書類などを総合的に審査し小学4～6年生の入会の承諾・不承諾を決定し、決定通知書を送付します。

入会承諾・不承諾



- ・「入会承諾者」は後日、児童会ごとに開催する入会説明会に御参加いただきます。
- ・「入会不承諾者」は、同申請書で次月以降も入会審査を行います。不承諾後、審査にて入会承諾となった場合は、児童育成課より連絡します。申請書の扱いは年度中（3月まで）有効となります。

※申請の取り下げや申請内容に変更が生じた際は児童育成課まで御連絡ください。

入会説明会



- ※説明会当日は、お子様と一緒に児童会へお越しください。
- ※入会説明会の日程については、入会決定通知と併せて御案内します。

入 会

※入会月の1日（休所日を除く）から利用可能です。

※障がいをお持ちのお子様や、集団生活上で特別な支援を必要とするお子様は入会申請時に面接を行いますのでお電話にて事前予約の上、お子さんと一緒にお越しください。

料金

《 児童育成料 》

- 児童1人につき 月額8,000円(8月は9,390円)

※児童育成料は、施設の維持管理や運営に必要な経費の一部を利用者に負担していただくもので、入会(在籍)期間中において児童会の利用の有無に関わらずお支払いいただきます。(日割計算はしていません)

《 おやつ代 》

- 児童1人につき 月額2,000円

※おやつ代は、放課後児童会の入会(在籍)期間中、毎日食べるおやつの実費を月額でお支払いいただくものです。

※つだぬま、藤崎、大久保東、東習志野、秋津、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、屋敷、向山児童会では運営委託事業者がおやつ代(月額2,000円)を徴収します。

《 児童育成料及びおやつ代の納付について 》

※児童育成料及びおやつ代の納付は、原則口座振替となります。

なお、民間業務委託を実施しているつだぬま、藤崎、大久保東、東習志野、秋津、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、屋敷、向山児童会に入会される方につきましては、運営委託事業者がおやつ代を徴収しますので、児童育成料のみ口座振替となります。

※「口座振替依頼書」に記入、押印後、金融機関に提出してください。

※振替日は毎月末日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)です。

振替ができなかった場合は、再度振替はできません。後日、納付書を送付しますので、すみやかに金融機関の窓口で納付してください。

※納付書でのコンビニ支払いはできません。

※児童育成料やおやつ代のお支払いについて御相談等がありましたら、児童育成課まで御連絡ください。



減免

以下にあてはまる場合は、「児童育成料減免申請書」を提出してください。
減免対象区分に応じて「放課後児童会おやつ代免除申請書」の提出が必要となります。

※1、2は入会申請時に提出してください。

3～6の申請は、当該年度の市民税・県民税の課税額の決定が毎年6月頃であるため、決定時期に合わせて、申請方法の案内を送付します。減免申請により減免となった場合、年度当初に遡って減免を適用し、減免後の金額とすでに支払い済み金額との差額を還付いたします。

減免対象区分・必要書類		児童育成料	おやつ代
1	2人以上の児童を入会させる世帯 ・添付書類は不要です。	4,000 円 (8月：4,690 円)	減免なし
2	生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・生活保護受給証明書 ・放課後児童会おやつ代免除申請書	無料	無料
3	市民税非課税世帯 ・令和5年度 市民税・県民税非課税通知書の写し ・放課後児童会おやつ代免除申請書	無料	無料
4	市民税均等割のみ課税世帯 ・令和5年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し ・令和5年度 市民税・県民税納税通知書の写し	2,660 円 (8月：3,130 円)	減免なし
5	市民税所得割世帯合計 5,000 円以下課税世帯 ・令和5年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し ・令和5年度 市民税・県民税納税通知書写しの写し	2,660 円 (8月：3,130 円)	減免なし
6	市民税所得割世帯合計 10,000 円以下課税世帯 ・令和5年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し ・令和5年度 市民税・県民税納税通知書の写し	4,000 円 (8月：4,690 円)	減免なし

問い合わせ

放課後児童会について御相談、御質問がございましたら児童育成課まで御連絡ください。

〒275-8601

習志野市鷺沼2-1-1

習志野市役所 こども部 児童育成課

TEL 047-453-7379 (直通)

名 称	開 設 場 所	住 所	電 話 番 号
袖ヶ浦西児童会	袖ヶ浦西小学校内	袖ヶ浦1丁目1番1号	047-451-5070
大久保第一児童会	旧藤崎図書館(※)	藤崎6丁目20番11号	047-476-8459
大久保第二児童会			047-476-8464
鷺沼第一児童会	鷺沼小学校内(※)	鷺沼3丁目1番1号	047-451-8307
鷺沼第二児童会			047-451-8317
鷺沼第三児童会	こどもセンター隣(※)	鷺沼1丁目8番28号	047-451-0055
谷津第一児童会	谷津小学校内(※)	谷津5丁目1番32号	047-476-8474
谷津第二児童会			047-476-8476
谷津第三児童会			047-403-2181
谷津第四児童会			047-478-7665
谷津第五児童会			047-470-2200
谷津第六児童会	谷津幼稚園内(※)	谷津5丁目1番17号	047-476-8808
大久保東児童会	大久保東小学校内	大久保2丁目12番1号	047-475-4662
東習志野第一児童会	東習志野小学校内(※)	東習志野3丁目4番2号	047-475-6960
東習志野第二児童会			047-479-0190
東習志野第三児童会			047-474-7030
実花第一児童会	実花小学校内(※)	東習志野6丁目7番2号	047-478-8998
実花第二児童会			047-474-4150
つだぬま第一児童会	津田沼小学校内(※)	津田沼4丁目5番2号	047-451-7416
つだぬま第二児童会			047-451-7776
つだぬま第三児童会	津田沼幼稚園内(※)	津田沼4丁目5番1号	047-453-5677
向山第一児童会	向山小学校内(※)	谷津2丁目16番32号	047-451-5072
向山第二児童会	向山幼稚園内(※)		047-454-2515
実籾児童会	実籾小学校内	実籾1丁目25番1号	047-478-3334
藤崎第一児童会	藤崎小学校内(※)	藤崎4丁目12番1号	047-478-3348
藤崎第二児童会			047-474-7880
屋敷第一児童会	屋敷小学校内(※)	屋敷2丁目1番1号	047-478-3749
屋敷第二児童会			047-471-8011
屋敷第三児童会			047-475-0200
秋津児童会	秋津小学校内	秋津3丁目1番1号	047-451-1201
袖ヶ浦東児童会	袖ヶ浦東小学校内	袖ヶ浦5丁目11番1号	047-451-5071
香澄児童会	香澄小学校内	香澄4丁目6番1号	047-451-4402
谷津南第一児童会	谷津南小学校内(※)	谷津3丁目1番36号	047-453-4706
谷津南第二児童会			047-454-0880
谷津南第三児童会			047-454-3010
谷津南第四児童会			047-452-0115

※児童会を分割し複数か所で運営をしておりますが、入会場所は選択できません。